

## 第6回『日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議』議事録

開催日時: 令和4年11月17日(木)

15時00分～17時00分

〔出席者〕

(委員) 西原座長、伊東座長代理、大日向委員、加藤委員、神吉委員、川口委員、佐々木委員、田尻委員、西村委員、浜田委員、札幌委員、前田委員、山口委員  
(文化庁) 圓入国語課長、中村地域日本語教育推進室長、堀国語課長補佐、三浦地域日本語教育推進室長補佐、増田日本語教育調査官、松井日本語教育調査官 他

※西原座長及び事務局は、文部科学省 3F1 特別会議室にて参加。

〔配布資料〕

- 【資料1】 有識者会議における検討の方向性に関する事項(たたき台案)
- 【資料2】 質の維持向上に係る仕組みの方向性(養成課程、実習)
- 【資料3】 日本語教師の教育実習・養成課程について
- 【資料4】 日本語教育に関する関係省庁の連携について
- 【参考資料1】 日本語教育関係参考データ集
- 【参考資料2】 調査研究の経過報告

○西原座長:

第6回日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議を開催いたします。本日は新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえて、オンラインで開催とさせていただきます。御発言いただく際には、挙手いただければと思います。こちらから御指名させていただきますので、お名前を仰っていただいた後に御発言ください。御協力のほど、宜しく願いいたします。また、本日の会議はオンラインで公開しておりますので、あらかじめ御承知おきください。本日は、日本語教育の質の維持向上の仕組みについての議論ということで、今まで話し合ってきたことのまとめに向かう部分を再検討いただきます。まず委員の出席状況と資料の確認をお願いします。

○中村地域日本語教育推進室長:

本日は石坂委員が御欠席です。神吉委員は用務の都合上 16時半までの御参加の予定とのことで承っております。

○西原座長:

それでは議事に入らせていただきます。これまでの議論のまとめと先程も申しましたが、日本語

教育の質の維持向上の仕組みについて、もう一度御議論させていただきます。特に資料1につきましては、これまでの会議において、論点ごとに一通り議論を行いましたので、とりまとめにあたって、全体を通じて、あらためて振り返るということで御点検いただければと思います。

それでは資料の内容について、事務局より御説明いただきます。まず総論ということで、2ページから18ページまで宜しくお願いいたします。

#### ○圓入国語課長：

資料1についてまずはたたき台案ということで、目次の1から4までにわたって、御議論いただければと思います。変更点として、4番がその他検討事項となっていました。新たな制度に必要な基盤整備を付け加えました。これは仮題ですが、目次の2、3番の制度や仕組みにつきまして、これを支えていく基盤整備の方向性として先生方から御意見いただきたいと考えております。

続いて、5ページは、先生方から御意見いただいたことを加筆させていただいております。実際に養成課程で勉強されている方々で日本語教師になる方は1割以下ということは、元々記載しておりましたが、そういった方々に活躍していただきたいという中で、最近の傾向として、コロナの関係で留学生が大幅に減りましたので、離職された方が多く、日本語教師不足が深刻な状況という背景も書かせていただきました。また、養成課程から日本語教育機関へ就職することも、もちろん処遇の問題も御指摘させていただいておりますが、マッチングなども含め、大学等で学んだ学生で日本語教師になりたいという方に対し、どのように橋渡しができるのかという仕組みも、現状を踏まえ背景として検討する必要があるということを書かせていただきました。

7ページは制度の大枠ということで書いていますが、日本語教育機関の認定制度の中でも経過措置が必要であるというお話をいただいております。ここを明確にするためにも経過措置について記載しております。その後、登録日本語教員ということで、資格の仕組みが8、9ページにありましたが、これはほとんど前回と同様です。10ページを御覧いただくと、こちらについても経過措置ということで方向性を書かせていただいて、本日の後段で前回の議論を踏まえてもう一度御議論いただきたいと考えています。

12ページは、認定にあたっての評価の観点について、まずは赤字のところですが、教育の内容・方法等に関する評価ということで、この項目自体は元々ありましたが、順番として後ろにあったものを、最初に持つべきではないかという御指摘をいただきましたので、位置を変えております。また、新しく追加になっているところを御覧いただければと思います。ポツがいくつか並んでいますが、2つ目、留学の種類の機関につきましては、どのような習得レベルなのかについて、目安としては「日本語教育の参照枠 B2相当レベル以上の教育課程を置くこと」と記載させていただきました。留学生として入学する方々について、法務省告示校においては、7、8割は進学という状況かと思っておりますが、例えば、海外の大学を卒業して、日本語学校で日本語を学び、その後日本に就職をするという方々も、長期的に見ると増えてきているということもございますので、そういったことも想定した教育課程ということで、評価をしていただく方向性に触れさせていただきました。

その上で、様々な運用実績なども踏まえながら規定することを検討するというのもありますが、

後日委員の皆様からいただいた御意見も少し加筆しております。4ポツ目に、標準的な日本語教育機関の質の確保を目的とするということですが、今後のニーズにおいては、教育上の観点から優良な日本語教育機関の普及を目的とした優良機関の評価の仕組みについても検討することとすると書かせていただいております。

また留学生については、認定校における教育内容や受け入れ体制などが整備された優良校ということであればということですが、これも御意見いただいたものですが、今、例えば法務省告示校や大学のほうでも、別科におかれましては、例えばN4やN5から入学という方も多いと思います。これは在留管理上の観点で入学時の日本語能力や意欲を求められている場合もあると思いますが、本来であればゼロレベルから教育課程の受け入れがあっていいのではないかとということで御意見をいただきまして、その可能性ということでの検討ですとか、もう1つ御意見をいただきましたのは、非漢字圏からの留学生がここ10年、20年見ますと、非常に多くなってきている中、修業期間や在留期間のお話もいただいておりますが、2年という在留期間を踏まえた対応が法務省告示校にはありますので、本来必要な期間を検討していただいたらどうかという御意見を後日いただいております。このご意見につきましては、どのような状態にあるのか、教育上の観点からその実態、課題、できましたらその必要性を説得力ある形で説明をしていく必要があるかと思っております。事務局のほうでは、そこのエビデンスになるものがまだ手元にございませんでしたが、そういった観点から実態、課題などを把握した上で、その方向性について検討するというので、一旦たたき台を御用意させていただきます。

14 ページ、組織の質の維持向上に関する取組の評価です。上段部分は前回まで入っていたところですが、機関の評価の観点におきまして、登録日本語教員の方々につきましては、キャリアアップが必要だと。その中で組織マネジメントとして継続的に自己研鑽が可能となるよう、組織として研修機会の確保ということも重視し、自己点検評価におきましては、研修の受講機会促進という意味での計画などを立てていただいているかどうかを評価することも追加させていただきました。また、※印ですが、教育の継続性・安定性の観点から、適正な仲介手数料などの評価の在り方などについて運用も含めて検討するという御意見もいただきました。

15 から 16 ページにわたっては、「就労」「生活」類型への対応です。まず基本的な方向性ということで見出しを書いておりますが、基本姿勢としては、就労者、生活者の学習ニーズに対応した認定の在り方ということから、御意見いただければと思います。その上で教育内容・方法ということで、たたき台を御用意しておりますが、現状としては「就労」「生活」類型については様々な形で行われていること、体系的な実績がまだまだ難しい面があるかと思っております。目指すべきところとしては、の「日本語教育の参照枠」に係る自立した言語使用者として習得レベルB1相当以上の教育内容に沿った質を確保するというので御検討いただきたいと思っております。基本的なところは、留学のこれまでの実績もありますので、それを参考にしながらと考えますが、先程申し上げましたように、就労者、生活者の学習ニーズに沿うということになりますと、働きながら学ぶ方々、地域の中で通学が困難な生活者の方々に対して、どのような学習環境を整えていくのかという観点が重要なのかなと書かせていただいております。これも今後の長期的な方向性という意味では大事なところだ

と思いますので、ぜひ御意見をいただければと思います。

その上で現状として、ご意見と実態も踏まえながら、先々どうするかということですが、学習者のニーズに対応していくため、段階的に習得レベルを上げて学ぶことが可能となる教育プログラムの設定の在り方を書かせていただきました。例えば今、多くの自治体や民間企業のレベルで対応していただいているのを見ますと、留学生の形態のように1つのコースを集中して通って勉強するというスタイルではないものが多いように伺っております。この場合、学習者の目線に立ちますと、習得レベルというところで、ここまで勉強した後、少し期間があいても、A1からA2、A2からB1というふうに、学習者個人の学びがつながるような教育プログラムの設計、編成、評価の在り方ということが、現状を踏まえながら考えられるのではないかとということで検討するということを書かせていただいております。こういったことにつきましては、別途ですが文化審議会の中で、「日本語教育の参照枠」でも御議論いただいた経緯ですとか、それに基づくモデルカリキュラムの開発もスタートしておりますし、また日本語教育小委員会のほうでは、地域における日本語教育の在り方についてということで、具体的な提示もされている内容がございます。そういったものも踏まえながら、引き続き具体的に検討するということを書かせていただいております。

また、「就労」「生活」につきましては、様々なニーズがある中で、まだまだ全国的に見ますと、体系的に整っているというのが厳しい状況もあるかと思えます。ただ、目指すべき方向性に向かって進めていただく過程で、段階的に必要な見直し、基準の整備が想定されるのではないかとということもメッセージとしては少し触れさせていただいたほうがよろしいかと思ひまして、ここに書かせていただきました。15、16 ページにあたりましては、個別に就労者向け、生活者向けということで、評価の在り方について様々なことを書かせていただいております。それぞれのニーズに沿ってということになりますと、関係機関との連携体制の確保ですとか、様々な教育プログラムを編成するにあたりましては、登録日本語教員のほか、きちんと教育プログラムの設定できるコーディネーターの設置というものも書かせていただいております。これは昨年度令和3年の報告書では、「生活」のほうにはこのような記載があったかと思ひますが、今回は「就労」につきましても、具体的なイメージを御議論いただければと思ひ書かせていただきました。

16 ページには、生活者を対象とした日本語教育課程を置く機関の評価ということで記載しております。令和3年の報告書を踏まえたところもありますが、現状、地方自治体の皆さまが取り組んでいただいている生活者向けプログラムの状況を踏まえると、中々B1まで一貫通貫で提出していただけるというのは、現時点では難しさを感じていらっしゃる自治体もありました。一方で必要性は感じていらっしゃるということで、その場合、○の2つ目、対象となる範囲ということで、これはあくまでもたたき台ですので、色々御意見いただきたいと思ひますが、①自ら地方自治体で設置いただく機関もあれば、②地方自治体が国際交流団体と連携して実施いただく場合の機関、③地方自治体の皆さまが他の日本語教育機関と連携して実施する機関といたしますか、体制といたしますか、そういったことも具体化して検討いただけたらと考えております。その方向性に沿って、より詳細な検討が必要になってくると考えております。下のほうは、「就労」と同じように連携体制やコーディネーターの配置ということで書かせていただきました。

最後に、「生活」につきましては、推進法に定められた地方自治体の責務として、日本語教育の様々なことが書かれておりますが、現状、地域のボランティアの皆さまが、地域の日本語教室によって多様な学習機会を支えていただいているということも、非常に重要なことだと考えております。こちらにつきましては、制度化が地域の各日本語教室の自主性・主体性に基づく活動を縛ることがないようにと留意点を書いております。これは令和3年のときにも御意見いただいたものを記載しておりますが、地域の日本語教室において、ボランティアとして支えていただいている方々に必要なメッセージがあれば、ぜひ追加の御意見をいただければと思います。

17 ページ以降は、情報の公表ということで、御参考で資料も御用意させていただいております。参考資料の2ですが、調査研究の途中経過を報告させていただいているものです。認定機関になりましたら情報発信をしていただくサイトということで、多言語情報サイトというものを検討イメージとして出させていただきました。これは認定機関だけではなくて、例えば日本語教師を目指す方の登録、大学、専門学校などの養成機関が登録していただくときの申請にあたり、電子化して業務の効率化につながればと考えているものですし、また登録日本語教員ということで、研修を受けていただいた履歴を記録することができるというようなことも書かせていただきました。その他、日本語教育コンテンツ共有化推進事業というものを、今検討していますが、日本語教育コンテンツを一元的に発信するというのも、イメージをつけさせていただきました。後ろのほうに、日本語教育機関の団体ホームページの翻訳言語、どのような言語が必要か、日本語学習希望者はどのような情報が必要かというアンケート結果も掲載させていただいております。

法律で定めることは公表する事項として、省令以下で具体的に挙げていく予定ですが、基本的に必ず公表していただくもの以外にも、こういった情報を発信していったほうがいいのかという御意見もいただきましたら、掲載させていただければと思います。

16、17ページ以降は、日本語教育機関で不足していると思われる情報、日本語教師の方々900人から御回答をいただいております。15 ページには、留学生をはじめとした日本語学習者で、日本語学校を探すときに自分であればどんな情報が欲しかったかという点について、1,000人以上の御回答をいただいております。

最後のページは、登録日本語教員の情報活用ということで、これは意見が分かれているところですが、資格を有した方が研修受講歴などで自分の能力等を、全国のサイトで証明、活用頂いてもいいのではないかという方も4割はいらっしゃいました。こういったアンケート結果なども今後の議論では御活用いただけたらと考えております。

○西原座長：

皆さまの御意見をこれからいただくわけですが、1点司会者から確認しておきたいのですが、只今ご説明いただいた「たたき台案」の中に「検討する」という文言が出てきます。これの主語は何でしょうか。つまり、これをたたき台として、来月出てくるのは素案になりますよね。そのときに、今日皆さまから更にはいただける御意見を盛り込むことが、「検討する」の中身になるのでしょうか。それとも、検討するというのは、最終的にこのたたき台が本案になったときにも残る文言なのでしょうか。

○圓入国語課長：

「検討する」という趣旨ですが、有識者会議で御意見いただくことにつきましては、今後の法案の審議後のことも含めて、国が検討させていただく場合の参考にもさせていただきたいと思っております。例えば省令レベルが想定されている認定基準や指定基準につきましては、更に専門家の先生方からも御意見いただきながら策定していく過程として、この後少し出ていますが、文化審議会の国語分科会のもとで、いずれ御審議をいただきたいと考えておりますので、そういった趣旨での引き続き検討を行っていただくということがあります。最終的に12月に、主体や、どなたにメッセージを発しているかが分かるように再整理はさせていただきたいと思っておりますが、基本的には今回は国の制度に関連して検討が必要なことという趣旨で書かせていただきたいと思いますと思っております。

○西原座長：

そうしますと、これがまとまった段階で、この有識者会議の報告ということになりますけれども、そこにも検討するという文言は残り、そして検討する主体は1つではないということになりますね？

○圓入国語課長：

国のほうで検討させていただくことが多いと思いますが、そのうち、例えば文化審議会の中で引き続き検討をいただく事項が多くなると思います。また、国の取組としても参考にさせていただくところもありますので、その辺りは最終的な素案を作成させていただくときに明確になるようにしていきたいと思っております。

○西原座長：

この時点で私ども有識者会議が検討すると言っているのは、検討してほしい、あるいは検討せよという意味であって、私たちが一致してこの検討の内容までを、ここで審議する必要はないということですね？

○圓入国語課長：

これから検討が必要なことということで、先生方から御提案をいただければと思います。

○西原座長：

提案するというスタンスになりますね。ありがとうございます。只今御説明していただいたことに関連して、特に赤字が加えられておりますが、それらに関して、18ページ半ばまでのところで、御意見があればお聞かせください。

○田尻委員：

まずこちらの感想として、従来「留学」1つだったのが、「就労」「生活」を大きく書き入れた。これは3本柱だと思っておりますので、これを書いていたことは大変結構だと思います。ただこれに

入るとちょっと別なことになるのかなというので、どうでしょうか、座長、一気に18ページまでやりますか。それとも刻んでいくのでしょうか。特に「就労」や「生活」になりますと、関係省庁との関連が資料4で挙がっていますが、ここまで触れてよいでしょうか。

○西原座長：

今日の審議の予定としましては、後半部分にもう一度、他省庁との関係という御説明が課長から繰り返されると思いますので、そこも併せて、「生活」及び「就労」の中身ということはお考えいただければと思います。あくまでここでは、この文言がここに入っていることがいいのかどうかということです。例えばここに他省庁との関係を書く必要はなからうという御意見であれば、そういう御意見があったということで、たたき台が素案になる過程で少し考えることになろうかと思えます。

○田尻委員：

その点だけちょっと、他省庁との関係は書くべきだと私は思っています。

○西原座長：

もっと具体的にここに書くべきだということですか。

○田尻委員：

例えば15ページですね。

○圓入国語課長：

他省庁のことについては、柱でいうと4番目に具体的に出てまいりますので、そこで御説明させていただいて、御議論いただければと。15ページにつきましては、具体的にどのような観点で評価が必要かということを書き記しているページですが、そこについて御意見いただいて、またあとで、関係省庁の制度活用促進というところで、何かありましたら、そこで併せて御発言いただいてもよろしいでしょうか。

○田尻委員：

他省庁との関連は大変大事だということです。ぜひ書き込んでいただければと思います。この点についてとても評価しておりますので。

○西原座長：

ありがとうございました。後程の御議論の中でもう一度御発言いただけたらと思います。他の委員、いかがでしょうか。

○浜田委員：

色々な修正を加えていただいて、感謝いたします。全体的なことでは少し気になっていることがあります。まして、今回登録日本語教員という新しい資格をつくるということには、1つには今、日本語教員の数が足りていないので、その量を確保するという。もう1つが質を担保するというその2つがあると思うんですね。その2つを両立させるというのは非常に難しいことだと思っていますが、その担保のための1つのキーワードが、研修をきちんと体制として整備することだと思います。平成 31 年文化審議会報告の中では、日本語教員としての養成が修了した段階の資格と、初任の段階でそれぞれの活動分野別の研修をしっかり受けるということが明確に区別されていて、理念としてはこの報告書の中にもそのように書いてくださっていると思います。ただ具体的な個別の記述を見ますと、あたかも登録教員になれば、色々な分野で即活躍できるというような誤った印象を抱かれないかなという記述があって、少し気になっています。

例えば9ページの一番下の○です。一例としてということですが、専門的な知識、技能を有する登録日本語教員の活躍の場として、例えば「外国人児童生徒」、「難民」、「海外」での活躍も期待されることからなっていますが、このところだけを見ますと、登録日本語教員としての資格を得ると、ただちにこういった分野で即戦力として活躍できるかのような印象を与えないかなというのが気になっています。ですので、例えばこの部分ですと、初任向け研修を経て、必要な専門性を備えた上でといったような、研修が必要だということが伝わるような文言を少し加えていただけたらと思いますし、制度としてあくまでも基礎的な要件としての登録日本語教員であるということが、もう少し分かるような制度全体についての目配りが記述の中にもう少しあるといいのかなと考えています。

○西原座長：

分かりました。ありがとうございます。これについては図がありますよね。国語分科会から平成 31 年 3 月に公表した報告書に出ていたイラストにかぶせるように資料3の6ページがあります。これをどこかできちんと示せば、先生の今の御意見に沿うようになるのではないかと思います。赤の太線で囲ってあるところが有識者会議が実際に提案している登録日本語教員に当てはまり、仰るように、初任の前段階ということになっており、研修をするべきだというのは、そこで仕事に従事しつつ、初任に至るところは職場の中での研修も奨励されるという書き方になっていると思いますが。

○圓入国語課長：

浜田委員と西原座長からも御指摘いただきましたので、(イ)専門的な知識及び技能等を必要とする日本語教師の資格に関する仕組みということで、簡潔に書き過ぎているので、この図のイメージに沿った形で修文を入れさせていただきたいと思います。次回に御提示させていただければと思います。

○西原座長：

浜田委員、それで御提案に沿った形になりますでしょうか。



○浜田委員：

今、座長のほうからオンザジョブトレーニングでというお話もありましたが、例えば場合によっては、大学のようなところだと、大学の4年間の間に養成の段階プラスこの初任の内容をカバーした教育内容を実施するというようなこともあり得ると思いますので、幅を持った理解ができるような書き方をお願いできればと思います。

○西原座長：

ただ、実際問題として、登録日本語教員になって仕事を始めることになったときには、初任のいくつかの領域に入らざるを得ないというか、そういうことになりますよね。登録日本語教員は絶対初任で書かれていることには入れないのだと断定するのはちょっと違うと思います。

○浜田委員：

それはもちろんそのとおりです。

○西原座長：

うまく書き分けていただくということでしょうね。宜しく申し上げます。

○大日向委員：

12 ページの教育の内容・方法等に関する評価についての4ポツ目の「留学生については」で始まる部分について、コメントという形で 2 点述べさせていただきます。1点目はゼロレベルからの教育課程の受入れの可能性ということについてですが、先程課長からも御説明ありましたので、細かくは申し上げませんが、ゼロレベルからというのは、昔から日本語教育機関で教えている者としては、当たり前に行ってきたということを申し上げたいです。入管局から査証発給の判断基準の1つとして、日本語能力の有無が取り上げられるようになって、今の 150 時間の既習歴であるとか、N5以上ということになりましたが、ゼロレベルからの教育をずっと行ってきたので、やる能力は十分にあるということです。

もう1点は、現在においても 150 時間や N5というのは、自国で高等教育機関、大学などを卒業している人には課せられていないと判断できますので、こういった人たちもたくさん受け入れていますし、150 時間の既習歴で申し上げますと、各国によって相当に状況が違いますので、今の告示校においてもゼロレベルから学生を受け入れることが可能であるし、実際に行っているということを申し上げたいと思います。

○西原座長：

具体的には、今の赤字で書かれている文言を修正するという御意見でしょうか。

○大日向委員:

いえ、修正は不要です。コメントということで、申し上げました。もう1点付け加えさせていただきますと、本日配布されている参考資料1の 20 ページ、日本語教育機関の習得イメージのところですが、こちらに法務省告示校が入っておりまして、告示校については A2からと書かれていますが、先程申し上げたとおり、例えば大学修了者、150 時間もあまり上手にできていないという人たちにも対応するために、実際にはゼロからの教育を行っている現状がありますので、A2からしかできないというイメージではなくて、ゼロからやっている、あるいはできるというイメージが伝わるような形に工夫していただきたいという希望です。

○西原座長:

ただ、大学のところを見ても、A2から入ることになっていますが、実際にはどうなのかということを見ると、実際どうあるかということよりも、イメージとしてこのように思われているみたいになっていると思うので、そこにエビデンスを付けて書くということにはなるのでしょうか。

○大日向委員:

これはあくまでもイメージということは理解しています。しかし全く知らない方にとっては、告示校ってというのはある程度日本語ができる人たちが、それから段階を踏んで学んでいくところだろうというイメージは持っていただきたくないなということです。

○西原座長:

そうですね。その次にある特定技能ですが、特定技能は A2で来ることになっているんですが、矢印を見ると A1、ゼロから始まっていますよね。そういうようなこともあり、きちんと A1、A2から C2に至るところを全部横に反映しているかといと、どうもそうでもなさそうな感じもしますので、これがどのような人にどのようなイメージを植え付けるのかということも含めて、公に出すのなら再検討ということになるかと思いますが、大日向委員、いかがでしょうか。

○大日向委員:

はい、おっしゃる通りです。私もこうやればというはっきりした案を持っているわけではありませんが、工夫が必要だと思います。

○西原座長:

そうですね、要検討ということで宜しくお願いします。

○大日向委員:

さらに申し上げますと、修業期間の方向性についても検討ということになっておりますが、これには私も賛成です。かつて中国、台湾、韓国など、いわゆる漢字圏の学生たちが9割以上を占めて

いたときに、日本語の学習期間は概ね2年であろうということになっていましたが、現在は非漢字圏が半数以上を占めている状況になっていますので、ここに書かれているとおり、これについての検討が必要だということと、同時に修業期間につきましては、学習者の目的が多様化していますので、目的や希望に沿って教育課程の修業期間に縛られない履修方法も可能であるということを示すことも必要だと思います。

○西原座長：

ありがとうございました。

○山口委員：

先程大日向委員が言われたのと同じ箇所ですが、ゼロレベルから検討云々というのは、私もとても重要だと考えています。もちろん日本語習得を目的に留学という形で中長期滞在しようとする場合、事前に程度の差があっても、日本語を学習していると考えるのは自然だと思います。しかし、現在日本語教育機関は、入学時ではなく、在留資格認定証明書交付申請の時点で A1レベルの学習経験、あるいは海外の日本語教育機関からの証明書等の提出を求められている、実はこの間には6カ月程度のギャップがあるわけです。大日向委員も仰っていましたが、海外の日本語教育機関の教育水準というのは実にまちまちです。150 時間という時間数だけで判断するのも非常に危険なことだと思います。もう1つ、参照枠 A1レベルの到達の判定、この判定者の信頼性についても疑問がないとは言えません。日本語能力試験の信頼性は高いと思いますが、実施が年2回、それも東アジア、東南アジア以外の国では年1回しか実施していないところも少なくありません。今のやり方を進めていきますと、来日して本格的に日本語を学び、そして就職し、あるいは進学をしようとする人々に対して、門戸を狭めてしまうのではないかと思います。その点で、ゼロレベルからの教育課程の受け入れについて、積極的に検討する必要があるという、これは私は本当に大切なことだと思います。

もう1つ、日本語教育機関の応募から入国まで、半年ほどの期間があります。この半年間、日本語教育機関はコロナ禍で未入国者の学生に対して、オンラインでの日本語教育を行ってきております。この手法によって、入学前教育によって、学習経験のほとんどない学生についても、スムーズに入国、留学生生活を始められるものと思います。学習の到達レベルとともに、学習の開始ルールについても、教育機関が決定できるようにすることが重要だと思います。もちろんその場合、前提となるのは教育内容や受入体制が整備されていると書いてある、これは言うまでもないことだと思います。以上です。

○西原座長：

ありがとうございました。以前にもそのことについて山口委員から意見があったのを記憶しておりますけれども、今の書きぶりでは不正確というか、もう少し書き足したほうがきちんと意図が通じるのではないかと御意見かと伺いました。そのことにつきまして、たたき台に至るまでのところで、再

度事務局のほうで考えるということによろしいでしょうか。

○山口委員：

宜しく申し上げます。

○西原座長：

ありがとうございました。さらにこの部分について、御意見ございますか。よろしければ、次の説明をお願いします。

○圓入国語課長：

3番の日本語教師の国家資格に関する事で、20 ページに試験の話が出ております。赤い4行目ですが、出題形式について、筆記試験①、②ともに多肢選択式とすると書いておりました。前回複数の先生から、記述式に関する御意見をいただきました。これまでのご意見を踏まえ、今回資格の枠組みとして、筆記試験以外に教育実習を必須として、実践的な力をつけていただくという仕組みを検討しております。そういったことを考えますと、問題解決能力を測る記述式については、意義はあるかと考えていますが、登録日本語教員の資格を得るにあたって、実践力を習得する、また評価をするという観点からは、教育実習の役割が非常に高く出てきますので、それをどのように考えるかということがひとつです。また、試験実施運営の費用対効果と書かせていただいておりますが、これは他の先生方からも年間1回以上はと書いているところを、もっと増やしたほうがいいのではないかと御意見をいただいておりますが、記述式を導入する場合は、人手も含めたコストが非常に大きいということも、色々な試験団体からのヒアリングで伺っておりまして、それを総合的に考えることが必要かと思えます。

また、一番重要なのは、日本語教師の方々が不足しているということを委員の先生方から御意見いただいておりますが、そういった中では、登録日本語教員の質と量を確保するための受験者への配慮も必要かと考えております。総合的に考えると、こちらについては筆記試験の多肢選択式という形で御提案をまとめさせていただいております。もちろんこれは実践力を習得するための教育実習の中で、どのようにそれを評価するのかということが1つの大きな課題であるということも、御指摘をさせていただければと考えております。また合否判定につきましても、御意見を頂戴しましたので、筆記試験①②について、①の合格基準を満たす者について②の判定を行うという、これはシステマ的な話になってくるかと思えますが、丁寧に書かせていただきました。

次の4つ目の○については、質的・量的確保の観点から、実施回数を増やすことです。方法のひとつとして CBT 化ということもいただいております。こちらにつきましては、現状の日本語教育の試験、その他の様々な試験の状況を踏まえ、制度開始後の受験者数や教員の方々の状況を踏まえて、継続して検討する課題として書かせていただきました。

21 ページ以降につきましては、たくさん御意見をいただいております。日本語教員の養成機関ということでの教壇実習などのコメントにつきましては、その責任体制を明確にすべきだという御主旨

を複数いただいております、22 ページにかけて、追加でいただいた御意見を加えさせていただきました。

24、25 ページについても、もう少し丁寧にということでもいただいた御意見を書かせていただきました。25 ページ、日本語教員の登録に関する経過措置ということで、前回、前々回で非常に多くの御意見をいただいたかと思いますが、赤字のポチの3つ目、C ルートということで後日御意見をいただいたところです。資料2の3ページ、前回にも御提示させていただいたものです。C ルートにおきまして、指定養成機関と同等と認められる現行課程修了者ということで、横に書いております大学等の26 単位以上の課程、420 単位時間のいわゆる養成研修も含めたものですが、現職の日本語教師はこれに入っているかどうか分かりづらいということでしたので、下の赤字で、現職の日本語教師の方で、民間試験を受けていなくても、例えば指定養成機関と同等と認められる現行の課程を修了する方も、C ルートということで検討することを併せて検討ということを文章で追記させていただきました。

その他、講習の在り方ということでEとFですが、これもあくまで仮定ということで、EとFルートということで、文化庁のほうでは平成12年の報告、平成31年の報告などを踏まえて、それ以前、その後ということでの知識、技能という意味では、次の4ページ、従来になかったような教育内容は赤字、内容に変更があった部分については青字ということで、直近のアップデートが必要な、そういった教育内容ということ、大まかではありますがお示しております。こういったことが12年前後で、現職の方でも講習として受けていただきながら、ただ講習については、受けた後にきちんと評価もしていただけるような仕組みの講習ということでイメージを書かせていただきました。こちらについても、また御意見もあろうかと思いますが、その他の文章も併せてまた御意見いただければと考えております。

○西原座長：

ありがとうございました。只今御説明のありました部分につきまして、御意見がある方は挙手をお願いします。

○加藤委員：

3ページのイメージ図のところ、現職者の人たちが非常に気にしているところですので、念のため確認をさせてください。つまりこれは、大学または大学院、学士を持った日本語教師養成講座修了だけれど、民間試験の合格の資格を持っていない人で、現職者である人たちはCルートに入るという解釈でよろしいでしょうか。

○圓入国語課長：

はい、そのように理解しております。

○加藤委員：

非常にここは大きいところと聞いております。現職者にとっては経過措置というところが非常に気になるところでありますので、十分に検討して進んでいただければと付け加えさせていただきます。宜しくお願いします。

○西原座長：

ありがとうございました。経過措置が何年なのかというのは、多くの方の御心配だと思いますが、それはまだ具体的ではないということでしょうか？

○圓入国語課長：

今のところ、そこは明記しておりませんが、通常他の国家資格も調べると、3年が多く、5年という経過措置が提示されております。なぜ3年なのか、5年なのかという背景もございますが、日本語教師の方々が現状置かれている状況を踏まえ、丁寧に検討させていただきたいと思っています。そういう意味では、前回御説明させていただいたかと思いますが、今日の資料にも付けていますが、コロナ禍で教師の方も減少している、また資料2の8ページ、前回と同じ資料ですが、常勤、非常勤の割合、年代別の状況ということで、非常に厳しい状況というも前のほうにも書かせていただいておりますが、色々なことを総合的に、経過措置の年限はこれから状況を踏まえて検討させていただきます。

○西原座長：

ありがとうございました。

○田尻委員：

私は基本的にこの方向で良いですが、22 ページ、課長が記述式の話をされましたが、現状の案で。

○西原座長：

多肢選択にすると書いてあるところ。

○田尻委員：

それで結構だと思います。希望者はたくさんいるかもしれませんが、出題のほうを考えると、そんなにたくさん採点できるわけじゃないとすると、年1回である程度流れができたところで考えることとしますので、私自身はここに書かれていることでいいと思います。記述式は当面はしない。

○西原座長：

試験1、試験2については、ともに多肢選択とすると書いてあります。

○田尻委員：

同じように回数も年1回で、当面はやっていかざるを得ないと思っています。現場の方の御希望はあるかもしれませんが、ここに書かれていること、私は逆に支持しますという内容です。

○西原座長：

分かりました。

○佐々木委員：

資格取得のイメージ図でEルートが気になっておりまして、これは民間試験の合格者のほうですが、平成12年の報告の前というのは、民間試験の範囲が違っているというのはよく分かっています。範囲が狭いというのは分かっていますが、レベルからいいますと、かなり難しい試験だったということ、皆さま御記憶かと思います。ああいう難しい試験に合格されて、ずっと日本語教育の現場で経験を積み上げられてこられた先生方は、大変貴重な人材です。でもだいぶ年数が経つので、年齢的にはかなり上になってらっしゃる。そういう方たちが多肢選択で実力を発揮するのは、難しくなっているのです。筆記試験②の免除ということは考えられないでしょうか。代わりに講習を受けていただいて、現状に追いついていただくということで、いかがでしょうか。

○西原座長：

諸外国について調べたことがあります。例えばアメリカの公教育の教員は、10年に一度免許を更新しなければならない。なぜそうなるかという、10年間に教育が変わるということです。今の時代の日本語教育と、12年以前の日本語教育は、試験の項目が変わったと同時に、教育も変わっていますよね。昔あったから今もいいという考え方がどうか。そういうことも含めて、この図ができています。と考えていますが、佐々木委員、どう思われますか。

○佐々木委員：

それはよく分かっているのですが、昔の試験に合格なさった方々は、学習能力の高い方々で、現場で学習者の変化や社会の変化というものは感じてらっしゃると思うので、むしろ講習によって、その違いというものははっきり整理して追いつかれるほうが、筆記試験②によって、しかも多肢選択によって試されるものよりも、ずっと意味があると感じています。多肢選択で社会の変化の知識を問うという形よりも、講習のほうで、例えば学習者の協同学習能力や自律学習能力を活かす教授法はどうあるべきか、教師が主導型にならない教室活動はどういうものかとかといったことを講習で身につけていただくほうが、大切ではないかと思います。10年に一度、免許更新をやるというのは、日本ではあまり成立していないということもありますし、これはもうちょっと考えていただいてもよいと思いますが、いかがでしょうか。

○西原座長：

逆に先生のおっしゃったことを別の面から見ますと、そういう方なら筆記試験②なんて、楽に合格なさるのではないかと思います。

○佐々木委員：

でも年齢の問題がありますから。

○西原座長：

年齢ということは、この際は考慮の対象にはならないはずですよ。経験の問題も考慮しつつこの図ができていうことではありますけれども、50歳以上だから多肢選択はできないというふうには考えては、すべての他の試験、調理師、その他の試験も同じようなことになってしまうはずなので、御意見としてはお聞きますが、他の並びの資格試験ではそういうふうにはなっていないように思います。

○圓入国語課長：

検討の経緯を御説明させていただきます。今回国家資格を目指して議論を進めていますので、他の国家資格が国家資格化される時にどうだったかということは、一応調べたりしまして、その状況を申し上げますと、他の国家資格化の状況の中では、必ず皆さん試験を受けていただいているという状況がありました。スタートは試験を受けていただく、そこで能力を測るということですが、ただ、ここはイメージということで、図が簡素化してしまっていて、講習の内容がすぐにお示しできない状況でしたので、あらためて、講習だとしてもどのようなものが必要なのか、講習も、単に受けて終わりということではなくて、試験に代わるものであるということであると、きちんと習得いただけたかどうか、それも試験の内容に代わるものとして、履修した測定の基準になるものではないですが、そういったものが必要になってくるので、そう考えますと、講習もかなり難しさもあるのかなということと、事務局としても心配しておりますのは、他の国家資格の中でも、講習を受験資格として代わり得るものとして実施している国家資格につきましては、講習自体の金額もかかるものがありますので、その御負担感を考えると、筆記試験で短期集中で勉強していただくのは、どちらが本当に先生方にとっていいのかということは、御議論いただけたらと思っています。

○西原座長：

ありがとうございます。実は経過措置のある試験はあまりないみたいですね。全然ないですか。

○圓入国語課長：

必ず試験は何かしらの形で受けていただくというのが多いです。



○西原座長：

他にいかがでしょうか。

○西原座長：

伊東委員、お願いします。

○伊東委員：

まず2点ですが、筆記試験が多肢選択式になるということ、やむを得ないのかなと感じておりました。しかしながら、日本語教師は知識面だけではなく、実践能力がやはり問われる、ここが質の保証ということで考えるならば、やはり教育実習の内実が問われることになるかと思えます。したがって、これはコメントですが、資料 21 ページ、22 ページ、23 ページ、教育実習について書かれておりますが、ここの内実が問われるということと、この実態をどのように審査し、それをどのように実践力の保証につなげていくか。選択式試験になってしまったがゆえに、こちらの教育実習に期待するという今の流れからすると、ここの制度の設計はしっかりとしていただきたいと思えます。これをパッと読むかぎりは大丈夫だと思いますが、より具体的な評価基準やその他諸々も検討すべきかと思えました。

○西原座長：

教壇実習または実習をする資格のある機関を選ぶというようなことが書いてありますよね。どういう機関のことなのかということも、もう少し厳密に書くというようなことでも、先生の仰ったことは取り上げられるかと思いましたが、いかがでしょうか。教壇実習をするにふさわしい機関が選ばれると書いてありますが、それを選ぶ過程が重要なわけですよね。

○伊東委員：

教育実習の内実を、やはり明確にしてどういうことをするのか、結果どういう力を身につけさせるのか。ただ授業をやるだけではなく、その前後のことを含めてということをしっかりしておきたいと思えました。

○西原座長：

教育をやってみる、何をやってみるのか、どこを目指してやってみるのかということですよ。

○伊東委員：

はい。

○西原座長：

ありがとうございます。

○西村委員：

ルートEに関して、基本的に佐々木委員のお話に賛成ですが、いずれにしても今後講習の内容がもう少し見えてこない、講習と試験とそれを対比しつつ意見交換しなければいけないと思いますので、今回シラバスといいますか、青と赤で出させていただいておりますが、それをどのような形で講習していくのかということがもう少し見えてくると、その議論がよりしやすくなると思います。

もう1点、それに付け加えてですが、平成12年以前の資格のあるもの、弊校の場合を見てみると7名おまして、その7名は本校では重要な役割を担っておりました。例えば教科書の出版に携わって、教科書に名前が載っているのですとか、レベルごとでグループで教えていますが、そのレベルのリーダーを担っていたり、あるいは日本語教師養成の指導をやっているとか、そういった者が12年以前の教員ということになりましたので、そのようなことを考えますと、試験が年に1回しかないこと、その1回が受けられなかったら次に回るということを考えると、講習という形の、手軽という言い方は語弊があるかもしれませんが、試験の代わりに講習があるということはすごく大事なことでないかと思っておりますので、色々な役割を担っている、これは本校に限らず、どの日本語教育機関でも同じだと思いますので、そういう方がスムーズに移行できるシステムも併せて考える必要があると思えました。

○西原座長：

ありがとうございました。ただ講習の内容はかなり厳しいという御説明が今あって、これから決めることではありますが、今、専任で働いていらして重要な地位にいらっしゃる方が、この講習の期間を全部通して出席されることができるのか。1回試験受けちゃったほうが楽じゃないかということも、御意見としてあろうかと思いますが、それも含めて、まだそこはクエスチョンマークが付いているところですので、今後明らかになっていく。ただ、経過措置というのは、平たく言えばメインのものではないんですね。登録日本語教員をつくるために、そしてその教員が働く機関の水準を高めるために、この有識者会議はあるのであって、経過措置というのはあくまでもサブのメニューです。私たちの使命としてはそういうことですので、経過措置をきっちり詰めないこの報告書ができないというふうにはならないと思うのですが、いかがでしょうか。

○伊東委員：

西原座長が仰ったように、我々が今議論していることは、将来の日本語教育業界がどうあるべきかということを見据えた上で、制度の設計を議論していると思っておりますので、日本語教育推進法ができて、質の担保、日本語教育の多様化でちゃんと教えられる教師を輩出できるかという究極の目的のための制度設計ということであると、そこがメインであると私は理解したいと思います。しかしながら、現状を無視できないわけで、現状をいかに将来の望むべき制度に移行できるかというところでの議論ということになれば、西原座長が今仰ったように、サブ的なことかと思っておりますので、メインはメインでしっかりと今やっておきたい。それが5年、10年後に、この制度でいい先生が輩出できるようになったと言われるように、制度設計ができればいいかなと思えました。座長の御意見に対する

補足的な意見になりましたが以上です。

○西原座長：

決して経過措置を軽んずると申し上げたのではありません。

○神吉委員：

私も今の御意見に賛成で、原則としてはメインの仕組み、全員が試験を受けて国家資格を取得することが大前提の制度ですので、あくまでも経過措置は例外的なものであり、原則としては皆さんそのルートを通る必要があるし、制度として整合性を持った形で進めていくのが重要だと思います。途中で退出するので1点、別のことでよろしいですか。

○西原座長：

どうぞ。

○神吉委員：

前半のところで、「就労」と「生活」の機関の評価という話がありました。非常に重要な観点だと思いますが、この報告書全体がどちらかというと、機関の評価をどうするかという観点のみで、この資格制度そのものの評価をどうするのかということに対する言及がほとんどないのではないかと考えています。報告の前半部分に、この制度をどうやって持続的に更に良いものにしていくのかという、政策のサイクル的な観点からの評価を、エビデンスベースで行うというようなことを明確に書いたほうがいいのではないかと考えています。

○西原座長：

目次としては最終部分の、例えば制度ができあがったときに、この制度は何年に一度見直すのか、この制度そのものについての第三者的な評価が5年に一度ありますというようなことが書かれる部分というのが、大体の報告書の後ろのほうにあります。そのことを仰っていますか。

○神吉委員：

はい。

○圓入国語課長：

最後にするか、最初に触れるかについても含めて、検討させていただきます。

○西原座長：

ではそのようなことで。議論を戻しますが、何か御意見がありますか。

○札幌委員:

細かいことですが確認させてください。22 ページ一番下、教育実習の評価・公表です。「質の保証のため教育内容や受講料等の評価項目・評価基準を定めて」とありますが、評価項目・評価基準を定めるのは誰ですか。全国一律のものを設定するということですか。それとも、各教育機関に任せて、つくってねというふうになるのでしょうか。

○圓入国語課長:

赤字で書いているのは、適切な評価項目・評価基準を定めてというのが、どんなものか内容が分かりづらいということで、例示をあげさせていただきました。実際に教育実習全体にわたって評価をするということについては、2つ側面がありまして、今後教育実習機関として、例えば申請をしていただいて、専門家の方々が入っていただくような場で、国として指定をしていくということであれば、そこでの評価の視点が入ってまいります。確かに御指摘いただいたのは、ここの表現が分かりづらいということだと私も感じまして、もう1つは、必ず実習責任者が評価基準の最終確認を行うと書いてあるところは、教育実習の機関自らが行うことが書いてあり、混ざっているような形になっていましたので、分かるように訂正させていただきたいと思います。

○西原座長:

教育実習を統括する期間を作ると書いてありますよね。教育実習そのものを計画、立案する仕組みをつくるところが、当然評価をするということになるでしょうけども。

○圓入国語課長:

そういった体制を設けて、実施機関として行っていただくかということもありますし、実際、教育実習の機関でこのようにやっていただきたいというメッセージも、一緒になって書いてしまったので、分かりにくい表現になってしまったということで修正をさせていただきます。

○西原座長:

それによろしいでしょうか。

○札幌委員:

主語がない文の場合は、ほぼ国がという…。

○西原座長:

先程そういうお話がありましたね。

○札幌委員:

そう理解して読んでいけばよろしいでしょうか。

○圓入国語課長：

そこは分かるように修正させていただきます。

○西原座長：

では最終のところをお願いします。

○圓入国語課長：

新たな基盤等に進めさせていただきます。26 ページ(1)必要な基盤整備ということで、日本語教育に係る一元的な情報発信ということを書かせていただいております。先程御覧いただいたパワーポイントのイメージ図を文章で書き下していることと、日本語教育機関、教師養成機関、日本語教師の皆さま、学習者の皆さまから見たときに、どのようなものであれば良いかという立場で、少しかっこ書きで書かせていただきました。どのようなサイト、システムか、たたき台として書いておりますので、先生方からまた御意見をいただければと思います。

27 ページ、地域における日本語教師養成・研修の拠点整備・関係機関のネットワーク化推進と仮置きで書かせていただきました。問題意識としましては、これから養成機関ということで、非常に重要な役割を担っていただく方々、たくさん機関もあるかと思いますが、全国的なバランスを見ると、今、御報告をいただいている養成機関が全くない県が6県ほどあり、地方に行きますと、養成機関が非常に少ない県もあるという状況の中で、これから質的・量的な人材を確保するにあたり、地域といますか、都道府県レベルというよりは、複数県に渡るようなブロック単位で拠点を整備いただき、高度かつ専門的な日本語教育の指導法等に関する教育研究も行っていただく形で、それらについては現場の学校の先生方にも還元していただけるような仕組みを、ネットワークをつくって、例えばコンソーシアムなどで進めていただけたらというようなことを書かせていただいております。その中には、大学や大学院などということで、拠点のイメージを書かせていただいておりますが、ぜひ参加していただきたいのが、地域の認定日本語教育機関や、地方自治体御担当者、国際交流団体、NPO などの方々にも参画いただいて、域内での課題も共有していただきながら、その先々の日本語教師の養成、これからは質的・量的の確保にあたっての取組を、地域で進めていただけたらということで記載させていただきました。

また登録日本語教員の質的・量的確保を図るためには、潜在的な日本語教師の復帰促進と書いておりますが、現在試験に受かっていたり、養成機関を経て少し働かれた方が、育児や介護などで離職してそのままになっている方について、ぜひ復帰をしていただきたいと思います。ただ、復帰するための両立という意味では、オンラインなども含めた研修も検討して、復帰しやすい環境をつくっていく必要があるのではないかとということで書かせていただいております。こちらについては資料2の5ページも御覧いただければと思います。今申し上げた内容を、(1)や(3)で、予算も要求させていただいている内容です。(2)は、既に継続して、カリキュラムの開発などを進めていただいていたところですが、いよいよこれからは開発段階ではなくて、プログラム自体を普及していく、継続していくということでの、継続の要求をさせていただいているところです。これについては、今後の進

め方の参考に御意見をいただければと思います。

(2)新たな制度の活用促進につきましては、先程田尻委員から御意見いただきました関係省庁との連携で、どのように新しい制度を生かしていくのかということかと思えます。文字で書いてあることを、資料4で御説明させていただきます。これまで「留学」、「就労」、「生活」の分野で様々な御議論をいただきましたが、そういったところで教育プログラムが将来的に多様な形で提供いただける場合ですが、左側の留学につきましては、在留資格「留学」付与の要件とするということで、これについては従来から法務省告示校という形での紐づけをされておりましたが、今後は法務省令を改正して、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とするということで、これは文部科学省、法務省とで連携して、しっかり在留管理、教育上の観点と併せて、より良い認定機関の運用をしていただけるようなことも含めて検討を進めさせていただければと思います。

3つ目の○ですが、在外公館、独立行政法人(国際交流基金、日本学生支援機構等)を通じた国内・海外の情報発信です。認定日本語教育機関につきましては、多言語でインターネットを通じて発信をすることを、これまでも御説明させていただきましたが、在外公館、特に留学生の御担当をする方がいらっしゃいますので、ホームページで情報を提供するだけでなく、日本に留学を希望される方々の関係団体、組織など、それぞれの国においてあると聞いておりますので、そういった方々に積極的にアピールしていただくことも御相談をさせていただいております。

また次の「就労」、「生活」ですが、「技能実習」「特定技能」制度における活用と書いておりますが、制度自体は法務省、厚生労働省の関係です。現在報道では、今後の見直しという発表もあったところですが、もう少し時間をかけて丁寧に御議論されると伺っております。現行制度の中で、認定日本語教育機関や資格を有する方々が、こういった制度の中で活用される場合ということで、たたき台を用意いたしました。まず技能実習制度ですが、優良な実習実施者、監理団体の皆さまの中で複数の基準があり、その中で「地域社会との共生」というテーマがありますが、全体 150 ポイントなるものが、他のものと併せて最高点になりますが、90 点以上になると、少しインセンティブになるような配慮が出てくる。これによって、例えば、在留期間の長さが少し延びるとか、受け入れの人数を増やせるというようなことがあると聞いておりますが、その1つの加点要素ということで、認定日本語教育機関を活用されると、加点を入れていただくという御提案もいただいております。併せて特定技能も、そのような位置付けをしていただき、事前ガイダンスでは認定日本語教育機関の情報を提供していただくということを御相談してまいりました。

その他、地方公共団体や国際交流団体、経済団体、企業等との連携の中で、日本語学習機会を提供する場合がありますが、今現在も総合的な体制づくり推進事業ということで、各地域で連携をしていただいているかと思えます。こういったことにつきましても、さらに法務省や厚生労働省の就労などの関係で様々な会議等があり、実際の事業者の方々が参加されているところで非常に影響力のある会議がございます。そういったところでも、日本語教育の重要性も含めて、認定日本語教育機関の制度、これからは国家資格化ということで、質が確保された先生方が活用されるようになるということを御理解いただけるようなことも、地道ではありますが取り組ませていただければということ

記載しております。

最後に「認定日本語教育機関」の複数言語による情報提供ということで、情報サイトの話をさせていただきましたが、法務省、厚生労働省、総務省、経済産業省といった関係機関の中で、積極的に提供していただくようなことも記載させていただきました。こういったことも27ページに文章化させていただきました。その他、児童生徒向けの研修も実施しているところですが、そういった方々につきましては、外国人児童生徒の日本語教育支援の中で御活躍いただけるような仕組みも、少し検討ができればということも記載させていただきました。

○西原座長：

冒頭に田尻委員からこのことについて御質問があったと思いますが、田尻委員、これを御覧になっていかがでしょうか。

○田尻委員：

いつも感じるのですが、日本語教育のことをあまり理解していない省庁が、いっぱいありますので、今からが大変なので、特に厚労省の中は随分たくさん分かれていますし、積極的にやっていただきたい。個人的にいうと、地方公共団体だと、総務省が共生社会でかなりやっていますので、そういうところの仕事を文化庁が一貫して取るのか、一緒にやっていくのか。厚労省の内部でもたくさんの部署が、資格ごとに違いますので、その辺りが絶対これは必要なのですが、大変な仕事量だという気がしますので、体制を充実していくというのと、予算をつける必要がありますが、特に今まで外国人関係をやってきたところとの調整が大変難しいと思います。「就労」も「生活」もあまり全面に扱っていないですが、今回「就労」、「生活」が全面に入ってきたことを、私は高く評価します。

○西原座長：

ありがとうございます。私が見ている内情をちょっと御披露しますが、ここにいる事務局の担当者の方々は、各省庁を日常的に回って、その部分を担当する人たちと、毎日のように丁々発止相談しているのを見えています。その結果が、表にするとさっきの表みたいにまとまってしまうのですが、そこに至るまでの間の、事務局の人たちの努力は、本当に涙ぐましいものがあると、私は1人感激しております。ですから、おまかせあれとは言わないと思いますが、そのこと自体がこの課全体の大きな仕事になっているということは、見ている私としては御紹介しておきたいと思います。

○神吉委員：

連携の話が、国の省庁の連携の話ですけど、これが自治体に下りていったときに、また別の組み方がそれぞれであると思うので、国レベルでの連携と、自治体レベルでの連携ということは、別に考えなければならぬということ、どこかに残しておく必要があるかと思いました。これで失礼します。

○西原座長：

ありがとうございました。

○浜田委員：

色々な省庁との連携ということで、皆さまの努力に敬意を表したいと思います。国内の連携とは違いますが、海外向けということ考えた場合に、認定日本語教育機関や登録日本語教員というのが、英語の名称がどうなるのかといったようなことも、少しポイントになるかと思っています。いい英語の訳を考えていただいて、その略称や認証マークといったものも含めて、統一的なイメージとして売り込んでいくことは、些末なことですが重要なことではないかと思っています。

それから文部科学省との連携ということで、児童生徒向けのことについてもルールを引いてくださって、大変ありがたいと思いますが、ただ、『在り方報告』の中の初任の内容というのは、元々主たる指導者として日本語指導を担当するのではなく、学校の先生方の補助として担当することを前提につくられたものですので、実際に進める際には丁寧に連携していただければと思います。

○西原座長：

単純な質問ですが、この法律が通って、登録日本語教員ができたときに、公教育の中の日本語教育もこの人たちが担うという想定を、文部科学省内の初等中等教局ではなさっているのでしょうか。

○浜田委員：

担当者ではないので分かりませんが、元々の経緯として、在り方報告の枠組みをつくったときには、学校の先生方の養成は、文科省でつくっているモデルプログラムの枠組みでやる。こちらの文化庁の枠組みは、地域での支援や、あるいは特別の教育課程として、正規課程として日本語を指導する場合にも、免許を持った教員が主たる指導者となり、補助者として日本語教師が入るという枠組みが想定されていまして、補助者として入る場合の資質ということで元々はつくったという経緯があります。ですので、その辺りのところ、本当に『在り方報告』の内容で十分かどうかというのは、もう一度御確認をいただいて、システムとしてつくっていただければと思います。

○西原座長：

特別な教育課程の中で育ってくる学生さんたちが日本語教師になれるというサブの資格をもって卒業していくことができるわけですね。

○浜田委員：

特別な教育課程というのは、学校で日本語指導する場合に正規の教育課程として指導する場合の枠組みのことです。具体に入るとかなりややこしくなりますので、御担当のほうで少し調整していただければという趣旨です。



○西原座長：

ありがとうございました。文部科学省との連絡も含めて考えるということですね。

○前田委員：

色々な御議論を聞いていて、各方面との連携が大変だということはよく分かりました。海外から日本に来ようという人たちが、一番最初にどんな学校があるだろうというときに、文化庁のホームページに行くと、認定された教育機関がずらっと出てくるという形になるのでしょうか。ただ見られただけではあまり意味がないのかもしれないですけど、それでも一覧できるということを、こちらでお考えになっているのかどうか、お伺いしたいと思いました。

○西原座長：

例えば在外公館に行って、日本に行きたいんだ、私はこういうことを日本でしたいんだといったときに、データベースがさーっとあがってくるというイメージでしょうか。

○前田委員：

もっと単純に認定制度があるわけですから、そこで認定された機関の一覧が分かるというのがはじめの一步かなと思いました。

○圓入国語課長：

先程多言語情報サイトの絵も見ていただきましたが、一覧としてはもちろん最低限分かるようにしたいということと、ただ多言語でいうところも1つポイントになるかと思っております。海外にいながら中々日本に留学したくても、留学の情報に直接触れることが難しい方々でも、ネット環境があるところは、そこに直接アクセスができる。そういう方々は、それぞれの認定校の公表事項となるものというのは、制度的に求めることと、それだけではなくプラスアルファで、もう少し積極的に学びたい方が知りたい情報は何なのかということ、今回アンケートで取らせていただきました。この調査結果が12ページ以降に出っていますが、例えば14ページには、日本語学習者で留学生の方々が、自分だったらこういう情報が欲しかったというのが、1番、2番、3番、同じようなパーセンテージで挙がっておりますが、そういったものを最低限、制度上求めさせていただくものと、加えてこれは学校のそれぞれの特色もおありかと思しますので、学校の皆さまのホームページに飛べば、また更にそれが見えてくるという一覧性があるものと、それらの学校にもつながっていくという機能は、最低限持ったような形でサイトも構築したいと思っておりますので、この方向性について、先生方から御意見をいただければと思っております。

○西原座長：

ありがとうございました。外国にいて、これから日本に行って何をしたいと思ったときに、例えばSNSで「留学、日本」と打ち込んだ場合に挙がってくるものがあるというそういうイメージでよろしいで

しょうか。

○圓入国語課長：

一覧性があるところというのは、各学校の情報がまず出てくるということで、最低限統一フォーマットで掲示をしていくことと、プラスアルファで、学校にも飛んでいくといろんな情報が出てくると、学習者の方が欲しい情報に接続していく、その在り方については、こういった調査結果を踏まえて、継続して検討させていただきたいと思っています。

○西原座長：

前田委員、それでよろしいでしょうか。

○加藤委員：

今、海外というのが出てきたので、その視点で申し上げたいと思います。留学はもとより就労という意味でも、海外から入ってくるということになると思います。その現状の中で、制度的な面で日本があまりに独自な形のものであったら、海外と比べた場合、どうなのだろうかということになると思います。海外にはいい事例がたくさんあると思いますので、世界の中で日本が選ばれなければいけない今、そういった視点で海外の事例も参考にしながら検討が進められていけばいいなと思いました。

○西原座長：

ブリティッシュカウンシルが始めた、外国人を政策的にきちんと受け入れているかどうかということの調査結果が「移民統合政策指標(MIPEX)」として発表されているのですが、日本は34位で、外国人をちゃんと待遇しない国の1つになっています。その中で一番厳しいのが人権というか、差別というか、そういうところで非常に低い値になっているんです。そんな状態でとにかく来てほしいというメッセージを伝えるというのは大変なことですよ。

では、全体として、これを言っておけば良かったということがあれば、いかがでしょうか。

○川口委員：

私は特に日本語教育にはほとんど縁がございませんので、意見がございませんが、先程の前田委員の御発言と関係しますが、最低こういう情報は機関としてちゃんと発信してください、それプラスそれぞれの学校あるいは機関の特徴は書いてください。少なくともこういう情報は発信してほしいということをちゃんと分かるように。大学情報データベース、ポートレートで随分議論してそういう形にしましたが、そういうことをちゃんとやれば、ある程度有意義な情報が流せるのではないかと思います。

○西原座長：

例えば働きに行きたいというときに、どんなビザのタイプがあって、それにはどんな制限があって、例えば家族を連れていけるのか、転職は可能なのか、技能実習だと×××が付くわけですが、そういうことも含めて、留学ということに関してはこういうふうになっているということが簡潔に示されていると、行きたいか行きたくないかをそこで決められるという話でしょうか。

○川口委員：

そのとおりです。何も留学だけでなく、就労も含めて、それぞれの対象の方が、どういう情報を必要としているかを、文化庁のほうから示して、そこに沿ってデータを整備していただくことが、最初ではないかという気がします。

○西原座長：

ここで日本国のことを論ずるつもりはないですが、とにかく外国の方に来ていただかないと、経済は成り立っていかないし、国も成り立っていかない状況に我々はあるわけです。

○川口委員：

そのとおりです。

○西原座長：

日本語教育の分野では、社会統合の必要性に関してどう発信し、何をもって外国人在留者を迎えるかということが、これからは大切になるという話ですよね。ありがとうございます。そんなに大きな話ではなくて結構ですが、次のバージョンが12月13日に示されるまでに、このところは少し足りないと思ったとか、そういうことはおありでしょうか。

○札幌委員：

細かいことで恐縮ですが、11 ページ、機関の認定評価の内容ですが、②認定基準等の基本的な構造、○の3つ目、教育課程に関する評価のところ、「授業内容・方法、授業時数など」で終わっていますが、ここをもう少し、最初の形だけ見せてねというふうに見えてしまうので、成績判定の方法や修了認定の方法などという文言を付け足していただいたほうがいいかなと思いました。

○西原座長：

ありがとうございました。

○佐々木委員：

私は教育実習がとても大切だなと感じていますが、教育実習について述べる場所は、「実践的な教育実習」と書かれていて、従来型のスキルを重視する形の内容が出てきている気がします。例

えば「日本語教育の参照枠」といったときに、レベルがどう、Can do ステートメンツを何にするかも大切ですが、一番大切なのは理念ですよね。共生社会の日本語教育という理念の部分です。今、色々な話の進み方から、教育実習で実現してもらわなくてはいけない 部分が大きくなっていますが、新しい理念を教育現場にどう根付かせるかというようなことに言及する部分が、いかにも弱いと思います。例えば初日から学習者を、自立した日本語使用者、自立した社会的存在として学習者が成長するような力を、どういうふうに引き出していくかという内容に、教育実習をもっていただかなければいけないのですが、そういったところをもう少し書き加えていただけるといいなと思います。理念の実現ができる教育実習というふうにしていいただければと思います。

○西原座長：

教育実習に関して、内容をどうすべきかという点は、教育実習実施機関というものがこれから認定されて、日本語教育実施機関となるところが、シラバスとか、具体的な内容については決めるということですが、それ以前にこの報告書の中で、そもそも教育実習はというところを、少し付け加えたほうがよろしいということですね。

○佐々木委員：

それぞれの機関に丸投げをしたら、従来型の実習の再生産的な色彩が強くなると思いますので。

○西原座長：

丸投げはしないようになるわけですね、この書き方ですと。

○佐々木委員：

確かにそうですね。もう少し方向性を出してほしいと思います。

○西原座長：

理念的なことを書くべきだ。そもそも教育実習とは何なのか、何を目的としてあるのか、試験が受かった人たちに、さらに教育実習の課程を通過させなければならないのは何故なのか。

○佐々木委員：

そして、先程加藤委員が仰ったように、日本語教育はある意味で世界と戦っている場所ですから、世界基準で考えてほしいと思います。

○西原座長：

ありがとうございました。そろそろ時間ですが、何かありますでしょうか。ないようでしたら、事務局にお渡しします。

○中村地域日本語教育推進室長：

次回の日程ですが、12月13日火曜日を予定しております。宜しくお願いします。

○西原座長：

次回までに今日からほぼ1か月ですが、その間に事務局とのやりとりが必要なときには、どうぞ御遠慮なく御連絡をいただければと思います。それでは、これもちまして、第6回の有識者会議を閉会させていただきます。御協力ありがとうございました。